

令和3年度就学援助費
愛西市立小学校へ入学される方へ
問 学校教育課 ☎(55)71336

▼**新入学学用品費の入学前支給**／令和3年度に愛西市立小学校に入学するお子様の入学にかかる費用の一部(5万1060円)を入学前に支給します。

▼**対象者**／令和3年度愛西市立小学校に入学予定の児童の保護者で、同一生計世帯全員の所得合計額が基準額以下である方(「所得基準の目安」参考)

◆**所得基準の目安**

世帯の人数	世帯の所得額 給与収入(年収)
2人世帯 母35歳、子どもが10歳の小学生の場合	1,699,000円 2,687,000円
3人世帯 父母35歳、子どもが10歳の小学生の場合	2,254,000円 3,479,000円
4人世帯 父母35歳、子どもが10・11歳小学生2人の場合	2,787,000円 4,159,000円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なります。

※今年度8月以降に申請し認定を受けている保護者(現在、お子様を愛西市立小中学校に就学させている保護者で就学援助の認定を受けている方)は、今回申請の必要はありません。

▼**受付期間**／12月1日(火)～28日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

▼**必要書類など**／

- ①申請書(申請場所に設置。市ホームページからダウンロード可)
- ②印鑑(朱肉使用のもの)
- ③保護者名義の通帳(口座内容の確認ができるもの)
- ④その他

・愛西市に令和2年1月1日に住所がなかった同一生計世帯員の方
↓令和2年度(令和元年分)課税(非課税)証明書
・対象児童生徒の住所が愛西市内になり方

↓対象児童生徒を含む世帯全員の住民票(続柄等全部記載のもの)
・その他、状況により必要書類を求められる場合があります。

▼**認定および支給時期**／
認定時期：令和3年2月
支給時期：令和3年3月

▼**申請場所**／学校教育課または各支所



**家屋の新築・増築・取り壊しを
お知らせください**
問 税務課 ☎(55)71222

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金です。正しい課税をするために、令和2年中に建物(車庫・物置などを含む)の新築・増築・取り壊しをされた方、または予定のある方は電話などによりお知らせください。

**償却資産(固定資産税)の申告を
お願いします**

問 税務課 ☎(55)71222

▼**申告が必要な方**／

- ・令和3年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- ・令和3年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▼**申告期限**／令和3年2月1日(月)

▼**申告方法**／税務課または各支所に提出

▼**申告内容**／令和3年1月1日現在所有しているすべての償却資産を申告してください。昨年申告があった方は、申告書を郵送しますので、今年の増加分・減少分を加除し、申告してください。

※エルタックスによる電子申告または独自の様式で申告があった方については、申告書を郵送しません。

新たに申告する方や申告書が必要な方はご連絡ください。

◆**償却資産申告の対象となるもの(業種別の例)**

業種	対象となるもの
共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、駐車設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車 など
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫 など
医科・歯科業	レントゲン設備、歯科診療ユニット、ベッド など
農業	農業用機械類 など
太陽光発電事業	太陽光パネル、フェンス など

※自動車税・軽自動車税の対象となるものは、償却資産の申告対象外です。
※家屋として課税されている物件は除きます。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

カメムシ防除対策にご協力を

問 産業振興課 ☎(55)71288

近年の暖冬によって、カメムシ類の越冬個体が増加し、今年は過去10年で最も多い発生が確認されています。

カメムシ類は水稻の収量に大きく影響を与えたり、また、生活においては洗濯物に付いて不快な思いをすることが多くあります。

今後、年々越冬個体が増加し、被害などが予測されますので、雑草の刈りや農地の除草管理などの防除対策にご協力をお願いします。